平成２３年（フ）第６７４号
名古屋市北区田幡２丁目８番22号
債務者　堀尾　征代
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０号
三重県伊賀市上野万町2294番地
債務者　北　　隆子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３９５号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番１―502号、従前の住所神戸市北区菖蒲が丘１丁目20番地の８
債務者　冲中　繁之
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９６号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番１―502号、従前の住所神戸市北区菖蒲が丘１丁目20番地の８
債務者　冲中　晴世
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４３号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番１―1004号
債務者　入江　健二
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
福岡県田川郡福智町市場836番地
債務者　平川　　洋
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県田川郡福智町市場836番地
債務者　平川はなみ
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６６号
福島県二本松市竹田１丁目146番地
債務者　安齋　　守
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６９０号
名古屋市北区辻町４丁目62番地
債務者　タカイチ産業こと　髙矢　博史
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１号
神戸市西区玉津町今津531番地の12
債務者　村岡　正樹
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
高知市中須賀町232番地２　中須賀託児所
債務者　蛭子　隆行
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４号
佐賀県小城市三日月町三ヶ島717番地１、住民票上の住所佐賀県小城市小城町池上5668番地１
債務者　髙木　敏也
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目54番地
債務者　岡本　　計
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目54番地
債務者　岡本冨美子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７９号
神奈川県横須賀市長坂３丁目８番８号　トラリューム第１マルダイ102
債務者　藤崎　良雄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８８号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目90番地　B―305
債務者　澤村　紘一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８７８号
名古屋市緑区左京山2108番地　左京山コーポA棟201号
債務者　上田　貴稔
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部